

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 16 日現在

機関番号：22701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380608

研究課題名(和文) のれんの会計処理と我が国への影響

研究課題名(英文) Subsequent accounting for goodwill and the impact to Japanese companies

研究代表者

三浦 敬 (Miura, Takashi)

横浜市立大学・国際マネジメント研究科・教授

研究者番号：50239183

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：わが国では、のれんの事後処理について、減損アプローチの適切性が論じられることは多いが、減損が計上された場合、どのような情報が開示されているのかに関しては、あまり話題になっていない。本研究の目的は、のれんの減損損失を計上した企業の開示実態を明らかにし、定性的な面から減損に関する情報の有用性を評価することである。

東証1部上場企業で、IFRSを適用している財務諸表を分析した結果、割引率の感応度の分析といった高度な経営判断が必要な情報を開示する企業はごく少数であることが明らかとなった。このように、現時点における開示情報が十分であるとはいえず、改善の余地があるといわざるをえない。

研究成果の概要(英文)：Subsequent accounting for goodwill has been a controversial issue for past two decades. At present, more than 150 Japanese companies have adopted IFRS and the number of firms adopting IFRS is on the increase. IFRS adopts principles-based approach, requiring greater managerial involvement in reporting choice. Though researches in Japan, mainly focus on which method is useful (i.e., amortization or impairment), researches that focus on compliance level with IAS 36 are little.

The purpose of our research is to examine the impairment of goodwill reporting practices in Japan. Using a sample of 105 Japanese listed firms (141 firms/years), we found that information disclosed about impairment of goodwill is incomplete and variable across firms. In addition, the detail information that requires greater managerial judgement disclosure, such as discount rate, basis for recoverable amount seems to be omitted. As stated, there is scope for improvement in the compliance with IFRS requirements.

研究分野：財務会計

キーワード：のれん 減損会計 規則的償却

1. 研究開始当初の背景

わが国では、資産としてののれんを計上した後、規則的償却を強制するとともに、減損処理も合わせて要求すること(以下、償却・減損併用と記す)を原則としているが、米国会計基準(以下、USGAAPと記す)を始めとする国際会計基準(以下、国際会計基準(IAS)を含め、IFRSsと記す)では、のれんについて減損処理しか要求しない基準が主流となっている。しかし、のれんに対して減損処理しか要求しない方が有用な情報を生み出すのか、規則的償却を強制する、または、規則的償却を強制するとともに減損処理も合わせて要求すべきなのかは、議論の分かれるところである。

このようなのれん計上後の会計処理に関する論争は、何十年も続いてきた。そのため、多くの先行研究が蓄積されている。当初の研究では、こうした先行研究の結果をまとめるものはあった(例えば、永田(2014)や大日方(2012)など)。しかし、それだけで終わらせるのではなく、この論争をさらに昇華させ、建設的に展開させていくには、これまでと異なった視点で、新たな切口から検証する必要があると考えたのが本研究に着手したきっかけである。

2001年に公表された米国財務会計基準書(以下、SFASと記す)第142号によって、米国は世界にさきがけて、計上されたのれんに対して、規則的償却を禁止し、減損処理しか要求しないアプローチを導入した。そのため、のれんの事後処理における初期の研究は、米国企業を検証対象とし、のれんの償却費と減損損失のいずれが市場にとって有用な情報であるかを検証するものが中心であった。

例えば、Jennins et al.(1996)では、のれんの償却額は株価に負の影響を与えているという結果を得ており、のれんの償却は市場に有用な情報をもたらしていると結論付けている。その一方、Jennings et al.(2001)では、償却額を控除する前の利益は、その控除後の利益よりも株価に対する説明力が高いという結果が示されている。また、Chambers(2006)では、SFAS第142号の導入が企業の市場価値に与える影響について検証を行い、その結果、減損テストの導入は、企業価値を向上させている一方で、規則的償却の禁止は、企業価値の低下をもたらすことを確認している。これらの結果から、Chambers(2006)では、償却・減損併用が最も適切な方法と結論付けている。

このように、のれんについて規則的償却を強制する方式から、減損処理しか要求しない方式への移行については、その基準導入前からその有用性に対して疑問を呈している研究結果が少なからず存在していた。しかし、それにもかかわらず、FASBは減損アプローチの導入に踏み切った。その理由としては、経営者が恣意的にのれんの償却期間を設定することによる償却費の操作の是正や、のれ

んは毎期待額で直線的に減価しないといった問題を挙げている。その一方で、M&Aに対して積極的である米国企業にとって、のれんの償却費は利益を圧縮する重荷となっているなどといった企業サイドの問題もあった。そこで、FASBは、企業結合について企業にとって有利な持分プーリング法を廃してパーチェス法に一本化することによる企業から抵抗を躲すため、企業サイドに不評であった規則的償却を廃止したとRomanna(2008)が指摘している。

SFAS第142号導入後も、償却・減損併用方式と減損処理しか要求しない方式のいずれが有用であるに関する研究は、しばらく続いたが、米国企業を対象とする検証結果は、概ね減損損失の方が有用であると総じて結論付けている。

また、新基準の導入によって、企業は少なくとも年一回の減損テストを実施することとなったが、のれんの公正価値の計算には、専門家の意見が必要で、煩雑でコストのかかる作業である。それだけでなく、割引率や将来キャッシュフローなどを見積もる必要があり、経営者の判断に大きく依存する作業でもある。こうした新たな課題ももたらしているのである。

例えば、Watts(2003)では、のれんの公正価値が適切であるかどうかの検証が困難で、不正の温床になりかねないと指摘している。また、Ramanna and Watts(2009)では、将来キャッシュフローの増加を見込んで、のれんの減損損失の計上を見送る経営者が現れると、減損アプローチが経営者の行動を歪める可能性がある懸念を示している。

一方、SFAS第142号の導入を受けて、EUやオーストラリアを始めとする複数の国が、IASBに対してUSGAAPと同じ処理方法を採用するよう求めていた。このままでは、M&Aについて米国企業に有利な環境が整ってしまうと、IFRSs適用企業は強い懸念を示していたからである。のれんの規則的償却を廃止しなければ、IFRSsからUSGAAPに変更すると表明した企業があったほどであった(Zeff(2002))。これらの要求に応えるため、IASBは企業結合プロジェクトを立ち上げた。

M&Aをめぐって、IFRSs適用企業が不利にならないよう、企業結合プロジェクトでは、最初からパーチェス法の本化とのれんの規則的償却の廃止というUSGAAPを踏襲する内容が前提となっていた。前述のようにSFAS第142号は、導入前から様々な議論を引き起こした。それにもかかわらず、プロジェクトでは特に激しい意見対立や議論もなく、2004年にIASBは規則的償却を禁止し、減損処理しか要求しない基準IAS第36号「資産の減損」の改訂を発表した。

2005年からEUを始めとして、カナダやオーストラリアなどが相次いで、IFRSsの適用を発表した。IFRSsの普及によって、近年IFRSs適用企業を対象とする研究も増えて

いる。例えば、Chalmer et al. (2011)である。オーストラリア会計基準（以下、AGAAPと記す）では、日本基準と同様に資産計上後ののれんに規則的償却の適用を要求している。オーストラリア企業は、AGAAPからIFRSsに移行するにつれて、のれんの事後処理が規則的償却から減損アプローチに切り替えていくことになる。これについては、Wayman(2002)を始めとして、様々な議論を巻き起こした。Chalmer et al. (2011)では、果たして減損処理の方が規則的償却よりも企業の経済的屬性を反映しているのかについて検証を行った。オーストラリア企業を対象に、IFRSs移行前後ののれんをめぐる会計処理と投資機会について比較した結果、投資機会の高い企業については、減損損失の計上は少なくなる傾向にあるのに対して、償却費の計上は高くなる傾向にあることを発見している。この結果から、減損処理しか要求しない方式の方が、規則的償却を要求する方式よりも、のれんの経済的価値を支える投資機会を正確に反映しているとChalmer et al. (2011)が結論付けている。しかし、その一方で、複数の国でのれんの会計処理と情報の有用性について調査したHulzen et al. (2011)のように、減損処理しか要求しない方式では、規則的償却を強制する方式よりも有用な情報を提供しているとはいえないと結論付けた研究もある。これは、IFRSs適用企業の所在する国が異なるため、企業を取り巻く法制度や規制水準も異なることによる結果と解釈されている。

上述のように米国企業を検証対象とする研究は、減損アプローチが有用であると主張しているのに対し、IFRSs適用企業を対象とする研究の場合では、一貫した結果は得られていない。その一方、日本企業を対象とする研究では、規則的償却が適切な処理であると示すものが多い。例えば、西海(2003)では、1997年から2001年までを分析期間とし、のれん償却費と株価とは負の関係にあることを明らかにしている。

2010年にFASBの母体であるFAFは、改訂後SFAS第141号のPIR(Post-Implement Review)の実施を公表した。その結果、公正価値の計算の複雑さとコストの高さに関する指摘が多く寄せられた。これを受けて、FASBは、2014年にAccounting Standards Update第2014-02号を公表し、非公開企業に減損アプローチの適用に加えて、10年以内による規則的償却の選択も認めた。また、2013年に公開企業によるのれんの事後処理をアジェンダに追加した。今後、現状維持なのか、規則的償却に回帰するのか、或は償却・減損併用に変更するのかについては、目下、国際会計基準審議会(IASB)の動きを見守っているとされている。

米国に続き、IASBも2014年1月にIFRS第3号のPIRの実施を公表し、意見募集などを行った。2015年6月に発表されたPIRの

結果の中で、IASBは、資産計上後ののれんの会計処理を最も重要性の高い検討項目と指定した。その検討の内容は、現在の開示情報の質を落とすことなく、減損処理しか要求しない方式のままでいいのか、規則的償却を始めとする他の方法の方がいいのかを含め、検討することとなっている。このように、のれんの事後処理が見直され始めている。そこで、わが国でもこの点について積極的に発信しようと、2016年にASBJが「のれん及び減損に関する定量的調査」を発表した。しかし、それでも、減損処理しか要求しない方式を支持する海外関係者が多いと伝わっている(熊谷(2016))。

2. 研究の目的

上述のように、減損処理しか要求しないアプローチの有用性を強調する海外関係者と、のれんの規則的償却の妥当性を力説する日本という構図は、この間、何十年も続いてきた。しかし、その一方で、すべての日本企業がのれんに対する規則的償却の妥当性に賛同しているわけではない。M&Aに積極的で、のれんの償却費の負担を嫌う日本企業の多くは、IFRSsに切り替えつつあると言われている。このようにASBJが規則的償却の必要性を主張している間にも、IFRSsに移行する日本企業は増え続け、のれんを規則的に償却しない企業が着実に増えているのが現状である。

こうした動きがある一方で、IFRSsの抱える課題についても近年注目が集まりつつある。IFRSsは原則主義を採用し、IAS第36号に示されている開示内容にはガイダンスがほとんど示されていない。そのため、開示する情報の内容や開示方法については、経営者の判断に委ねられている部分が多い。そこで、実際に、のれんの減損を計上した企業が、どのような情報を開示しているのかについて、近年関心が高まりつつある。例えば、欧州証券市場監督局(European Securities and Markets Authority: ESMA)が2013年に発表した23か国を対象とした調査結果においては、IAS第36号が要求している情報を開示していない企業が多く、利用者に減損テストに用いられている仮定や見積の信頼性を評価できる情報を提供していないといった懸念を示している。ASBJなどが2014年に公表したディスカッション・ペーパー『のれんはなお償却しなくてよいか - のれんの会計処理及び開示』でも、のれんに減損が生じた場合における開示内容が利用者のニーズに合致しているかどうかについて検討する余地があると主張している。また、Ernst & Young(2010)において、減損テストに関する情報、特に割引率といった重要な仮定やその仮定の感応性分析は、極めて有用な情報であると指摘している。

このように海外では、IFRSsへの準拠性がIFRSs適用企業の課題の1つとして注目さ

れている。そのため、近年のれんの事後処理については、定量的分析だけでなく、定性的な視点から分析を行う研究が増えている。このような海外の流れに対して、のれんの減損損失を計上した日本企業が開示した情報を分析する研究は、これまでほとんど存在していない。日本企業によるのれんの規則的償却の回避が進んでいるにもかかわらず、その開示実態はベールに包まれたままである。そこで、本研究は、のれんの減損損失を計上した企業の開示実態を明らかにし、定性的な面から減損に関する情報の有用性を評価したいと考えている。

3. 研究の方法

はじめに、検証対象は、東京証券取引所一部上場企業のうち、IFRSsを採用しており、かつ、のれんの減損損失を計上している企業とする。東京証券取引所の『IFRS適用済・適用決定会社一覧』によれば、2017年5月の時点でIFRSs適用済み企業は、111社である。これらの企業のうち、金融系企業4社、連結財務諸表入手不能な企業2社を除き、計105社（19業種）がサンプル企業となった。この105社のホームページからIFRSsに準拠している連結財務諸表（移行年度と適用初年度を含む）を入手する。その結果、計141企業・年度の連結財務諸表が分析の対象となった。

Paugam and Ramond (2015)では、IAS第36号が要求している減損情報の開示内容を40項目にまとめられている。本研究では、上記で特定した141企業・年度の連結財務諸表の内容から、日本企業がPaugam and Ramond (2015)が示している40項目を開示しているかどうかを1つずつ確認していく。

4. 研究成果

Paugam and Ramond (2015)では、40の開示項目をさらに、2つのグループに分類している。その1つは、基準の説明といった簡単な記述情報で、もう1つは、割引率の説明や減損テストの感応性といった高度な経営者の判断が必要な予想情報である。後者は経営者が減損損失の計上に至るまで、用いる仮定や見積りなどである。各利害関係者にとって、これらの情報は、将来に対する経営者の経営方針の一端を知る重要な情報である。こうした予想情報こそ、開示する必要のある情報とPaugam and Ramond (2015)を始めとして、ESMA (2013)、Amirashlani et al. (2013)も主張している。

141企業・年度を確認した結果、まず、ほとんどすべての企業で、適用初年度の注記情報などで、IAS第36号の適用によって、従来規則的償却が行われてきたのれんに対して、IFRSs適用初年度から規則的償却を中止し、減損処理のみを適用することとした旨の説明をしていた。また、それにもなって計上する必要のなくなるのれん償却額と、これ

から少なくとも年1回減損テストを実施することになる旨の記載もほぼすべての企業の説明から確認がとれている。減損テストは、回収可能価額と帳簿価額との比較を通じて行うが、回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のいずれが高い方を用いるという、回収可能価額の決定方法を説明している企業は、意外と少数で、多くの企業は、使用価値を回収可能価額として使用するとし開示していない。また、各現金生成単位（Cash-Generating Unit：CGU）で、同じ使用価値の計算方法を使っているのか否かについて明示する企業も少なかった。

先行研究では、意思決定に有用であると強調されているCGUの数、割引率や割引率の決定に関する詳細、減損テストの感応度、割引率を変更した場合にはその理由、推定期間や継続価値を計算するための仮定を開示する企業もごく少数であった。

141企業・年度の財務諸表のうち、IAS第36号が要求している開示内容で比較的準拠性の高い企業としては、たとえば、楽天株式会社（以下、楽天と記す）をあげることができる。楽天は、使用価値の算定に用いられている期間が事業計画期間を超える場合、継続価値を計算する旨と、継続価値を計算するための成長率や割引率の値とその決め方を開示している数少ない企業である。また、割引率の感応度テストについては、大まかな情報ではあるが、その分析を記載している。

上述のように、記述情報に関しては、ほぼすべての企業・年度財務諸表から確認することができたが、投資家などのニーズが高い予想情報の開示が企業によって異なる上に、その内容も十分ではなく、まだまだ改善する余地があるといわざるをえない。

IFRSsを採用する企業は、2010年の日本電波工業株式会社から始まり、2017年5月時点で、適用予定企業を含めば148社まで増えてきた。国レベルで海外に向かって、のれんの規則的償却の有用性を主張することも重要であるが、のれんについて減損処理しか要求されないIFRSsに切り替える企業が増えている中、その開示の実態の把握と、いかにしてその質を一層向上させることができるのかについても知恵を絞る必要がある。

以上の結果を踏まえて、今後の課題として、記述情報と予測情報に対する市場の反応についてさらに分析を進めたいと考えている。

《参考文献》

- Amirashlani, H., G. E. Iatridis, and P. F. Pope. (2013). Accounting for Asset Impairment: A Test for IFRS Compliance across Europe. *Research Report*. Centre for Finance Analysis and Reporting Research, Cass Business School.
- ASBJ・EFRAG・OIC『のれんはなお償却しなくてよいか - のれんの会計処理

及び開示』, 2014 年。
 大日方隆編『会計基準研究の原点』中央経済社, 2012。
 熊谷五郎「CMAC(2015 年 11 月)出席報告」『季刊会計基準』第 52 巻, 2016 年
 永田京子「のれんをめぐる実証研究 - 最近の展開と課題」『企業会計』第 66 巻第 12 号, 2014。
 西海学「連結財務諸表上の暖簾に対する資本市場の反応」『横浜国際社会科学研究所』第 7 巻第 2 号, 2002。
 Chalmer, K. G., J. M. Godfrey, and J. C. Webster. (2011). Does a Goodwill Impairment Regime Better Reflect the Underlying Economic Attributes of Goodwill?. *Accounting and Finance* 51: 634-660.
 Chambers, D. J. (2007). Has Goodwill Accounting under SFAS 142 Improved Financial Reporting?. *Working Paper*.
 Ernst & Young. (2010). *Meeting Today's Financial Challenges-Impairment Reporting: Improving Stakeholder Confidence*. Ernst & Young.
 European Securities and Markets Authority. (2013). *European Enforcers Review of Impairment of Goodwill and Other Intangible Assets in the IFRS Financial Statements*. ESMA.
 Hulzen, P. V., L. Alfonso, G. Georgakopoulos, and I. Sotiropoulos. (2011). Amortisation Versus Impairment of Goodwill and Accounting Quality. *International Journal of Economic Sciences and Applied Research*. 4(3): 93-118.
 Paugam, L. and O. Ramond. (2015). Effect of Impairment-Testing Disclosures on the Cost of Equity Capital. *Journal of Business Finance & Accounting*. 42(5)&(6): 583-618.
 Ramanna, K. (2008). The Implications of Unverifiable Fair-Value Accounting: Evidence from the Political Economy of Goodwill Accounting. *Journal of Accounting & Economics* 45: 253-281.
 Wayman, R. (2002). Impairment Charges: the Good, the Bad and the Ugly. Retrieved from URL: <http://www.investopedia.com/articles/analyst/>.
 Zeff, S, A., (2002). "Political" Lobbying on

Proposed Standards: A Challenge to the IASB. *Accounting Horizons* 16(1): 43-54.

- 5 . 主な発表論文等
 (研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)
 (雑誌論文)(計 1 件)
三浦敬・張櫻馨「のれんの減損に関する開示情報の実態分析」『横浜市立大学論叢社会科学系列』(近刊)
- 6 . 研究組織
 (1)研究代表者：三浦 敬 (Miura Takashi)
 研究者番号：50239183
 横浜市立大学・国際マネジメント研究科・教授
 (2)研究分担者：張 櫻馨 (Chang YingHsin)
 研究者番号：70404978
 横浜市立大学・国際マネジメント研究科・教授